

## 自動車損害賠償責任保険に係る無保険車対策について(国土交通大臣宛て)

指摘の背景となった平成21、22両年度の無保険車事故に係る保障金の  
支払額(支出) 31億3926万円

指摘の背景となった平成21、22両年度の無保険車対策に係る費用の  
支払額(支出) 1億7326万円

(合計) 33億1252万円

### 1 事業の概要

国土交通省は、損害保険会社又は協同組合（以下、これらを「保険会社」という。）との自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下、これらを「責任保険」という。）の契約が締結されていない自動車（以下「無保険車」という。）による事故等の被害者を救済するため、自動車損害賠償保障事業を実施しており、保障金を平成21年度33億3368万余円（うち無保険車に係るもの17億4809万余円）、22年度28億0409万余円（うち無保険車に係るもの13億9116万余円）支払っている。

国土交通省は、責任保険への加入の徹底を図るための無保険車対策として、①地方運輸局等が委嘱した指導員等が、駐車場等を巡回して、二輪の軽自動車及び原動機付自転車（以下、これらを「小型バイク」という。）のナンバープレートに貼付されている保険期間満了年月を示す保険標章により、無保険車の疑いのあるものに通知書を車体に結び付けるなどして交付し、責任保険の加入状況の報告を求める監視活動、②運輸支局等の責任保険担当部門の職員が、警察当局等と協力して街頭で自動車を停車させ、無保険車等である場合に警告書を交付して責任保険への加入を指導する街頭取締り、③保険会社から、小型バイクの責任保険への加入状況のデータ（以下「契約データ」という。）の提供を受け、契約満了月から7か月後に契約が確認できない者に対し警告ハガキを作成し送付する業務及び監視活動で交付した通知書の情報と、契約データを蓄積した保険加入マスター等を照合して、契約が確認できない者に責任保険への加入を促す警告書を送付する業務からなる管理業務を実施している。

そして、無保険車対策のほかに、運輸支局等の整備担当部門の職員が、街頭で自動車が保安等の技術基準に適合しているか及び自動車検査証（以下「車検証」という。）は有効期間内かの確認等を行う検査（以下「街頭検査」という。）を実施している。なお、街頭検査及び街頭取締りは、同時に行われることが多くなっている。

自動車のうち、普通自動車、大型特殊自動車及び小型自動車（以下、これらを「車検対象車」という。）を運行の用に供する場合には、保安等の技術基準に適合しているかの検査（以下「車検」という。）を受け、運輸支局等から車検証の交付を受けることとなっている。

車検証の有効期間等に関する情報は国土交通省が管理する自動車登録検査業務電子情報処理システム（以下「MOTAS」という。）により記録されている。

前記監視活動及び街頭取締りの指導員等の人件費等の合計額は、21年度5331万余円、22年度5727万余円、また、管理業務の請負金額、郵送料金等は、21年度3147万余円、22年度3120万余円となっている。

### 2 本院の検査結果

#### (ア) 監視活動の実施状況について

21年度8地方運輸局及び1運輸支局、22年度6地方運輸局において、監視活動を実施していなかった。

また、監視活動を実施している運輸支局等において、特定の駅等で繰り返し実施し、同一車両に重複して通知書を交付したものが21年度1,224台（延べ2,985台）、22年度1,651台（延べ4,320台）見受けられ、多いものでは、同一車両に対して1年間に12回交付していた。

## (2) 管理業務の実施状況について

管理業務において送付する警告書の基礎となる監視活動による通知書の交付件数は、21年度10,946件、22年度18,093件となっており、これらを保険加入マスター等と照合し、責任保険への加入の確認がなされたものは21年度3,596件、22年度5,862件であり、保険会社が契約データを作成する際にナンバープレートの番号の入力方法が統一されていないなどのため、加入していた契約者を特定できなかったものが21年度6,975件、22年度11,578件であった。このため、警告書を発送できたのは、21年度375件（通知書交付数に対する率約3.4%）、22年度653件（同約3.6%）にとどまっていた。

## (3) 街頭取締りの実施状況について

責任保険担当部門が行う街頭取締りについて、10運輸支局では、21、22両年度とも実施していなかった。

その他の運輸支局等の大部分では、無保険車を発見しても、その運行者に警告書を交付して加入手続等をとるよう指導するにとどまっており、警察当局に当該自動車が無保険車であったことを伝達することはしていなかった。

また、整備担当部門が行う街頭検査で、車検証の有効期間満了後も車検を受けていない車検対象車（以下「車検切れ車」という。）が21年度に37運輸支局等で160台、22年度に39運輸支局等で137台発見されていたが、同部門は、車検切れ車の情報を責任保険担当部門に伝達していなかった。

## (4) 無保険車対策の対象とする自動車について

国土交通省は、車検対象車は車検の際に責任保険への加入が確認されるとして、監視活動及び管理業務については、小型バイクのみを対象としている。

しかし、無保険車の事故に係る保障金の支払状況をみると、車検対象車による事故に係るものが、21年度10億3528万余円（309人）、22年度8億8189万余円（261人）であり、小型バイク等による事故に係るものは、21年度4億2466万余円（101人）、22年度2億8325万余円（103人）であって、車検対象車による事故に係るものが多くなっていた。

したがって、無保険車対策は、小型バイクに限定せず車検対象車も対象とするよう検討する必要があると認められ、その際には、MOTASの情報を活用して車検切れ車を抽出することを検討し、無保険車対策を効率的に実施する必要がある。なお、国土交通省が、MOTASを用いて調べたところ、22年度末で、車検対象車49,610,327台のうち3,195,557台（6.4%）が車検切れ車となっていた。

## 3 本院が求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置及び表示する意見

国土交通省において、無保険車対策が効果的なものとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 監視活動及び街頭取締りについては、通達に沿って適切に実施することについて地方運輸局等に対して周知徹底すること（会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの）

イ 管理業務については、契約データをより有効に活用できるような取組を行うこと（同法第36条による意見を表示するもの）

ウ 街頭取締りにおいて無保険車を発見した際には協力して実施している警察当局にその旨を伝達すること及び整備担当部門が街頭検査で発見した車検切れ車についての情報を責任保険担当部門で活用することについて地方運輸局等に対して周知徹底すること（同法第36条による改善の処置を要求するもの）

エ 無保険車対策の対象とする自動車については、小型バイクに限定せず車検対象車も対象とし、その際にはMOTASの情報を活用することなどについての検討を行うこと（同法第36条による意見を表示するもの）